

ふるさと の146 誇り



博しポート

筋の境界

南アルプス市と西郡

西郡筋の村
中郡筋の村
筋が定められた
頃の河道 (推定)
現在の釜無川

信玄堤

玉川

飯喰

将監堤

浅原

今福新田

市川大門

侵食崖線

鏡中条

東南湖

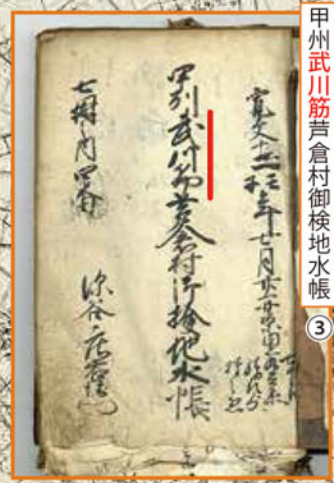
西南湖
和泉
戸田

高田
新田

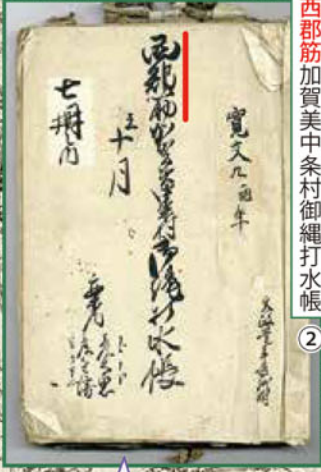
高田

一宮浅間神社

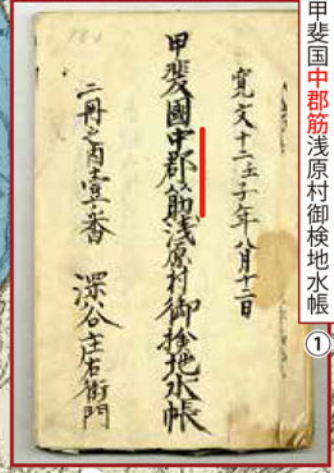
禹之瀬



甲州武川筋芦倉村御検地水帳 ③



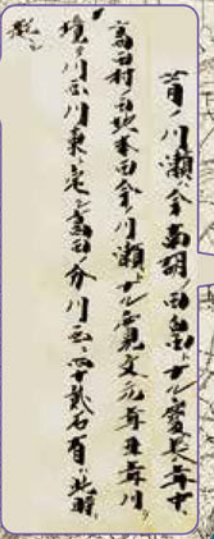
西郡筋加賀美中条村御縄打水帳 ②



甲斐国中郡筋浅原村御検地水帳 ①

地域に残される検地帳(耕地や屋敷地の課税台帳)

- それぞれの村が属する筋名が記される。
- ①浅原村 (寛文12年 1672)
 - ②鏡中条村 (寛文9年 1669)
 - ③芦倉村 (現在の芦安芦倉 寛文12年)



浅間宮帳 (部分)

平成十五年四月に、六つの町や村が合併して誕生した南アルプス市。山間部を除き、その領域は、「郡」や「村」とは別に、かつて山梨(甲斐国)独自の行政区分として存在した「九筋二領」で言うところの「巨摩郡西郡筋」の範囲に大部分が収まります。本市に暮らすみなさんも年配の方を中心に、なんとなくあれ、自らの暮らす地域が「にしごおり」であるという認識は、お持ちなのではないでしょうか。

では、実際には、巨摩郡西郡筋とは、どの範囲を指すのでしょうか。みなさんの感覚では、御勅使川より南で釜無川より西といったところでしょうか。九筋二領のうち九筋については、西郡や中郡、東郡といった地理的条件による漠然とした地域区分は、少なくとも鎌倉時代以降存在してききましたが、最

終的には、天正十七年(一五八九)に徳川家によって行われた検地(耕地などの課税調査)の際に、現在伝わる形に定められたとされています。巨摩郡西郡筋もその際、御勅使川と釜無川を境に筋界が定められました。つまり、現在の南アルプス市域でも、御勅使川の北側にある塩前、須沢、大嵐、そして芦安芦倉は西郡筋ではなく「武川筋」ということとなります。また、その当時の釜無川の流れを境界としたため、現在は釜無川西岸にある浅原、東南湖、高田新田も、当時は東岸に位置したため「中郡筋」に属します。

戦国時代以降、釜無川の流路のひとつが、現在の南アルプス市域にあつたと推定されていますが、筋の境界は、この時期に定められたものなのです。その後、この流れを締め切り、対岸に押し戻す「将監

堤などが造られ、寛文元年(一六六二)の段階では、浅原、東南湖、高田新田は、釜無川西岸となりまして、筋の境界は、江戸時代を通じて変わることはありませんでした。このように、筋の境界だけ見ても、川の流れにほんろうさされ、これに対峙してきた先人の苦勞を垣間見ることが出来ます。

「西郡の野郎ども、東郡の旦那様」という言葉に代表されるように、山梨県内では、西郡という言葉に、あまり良いイメージはないようです。しかしそれは、水害や干ばつといった厳しい自然環境に対峙し、これを打開するために、行商などで外に活路を求めた先人たちのバイタリティーの裏返しでもあったのです。ネガティブなイメージの裏側に、先人たちの強靱な活力が隠れています。 文/写真 文化財課

一宮浅間神社(市川三郷町)所蔵の『一宮浅間宮帳』
元禄3年(1690)の記事に、釜無川の流路の変遷が記される。「昔ノ川瀬ハ今南湖(湖)ノ田島トナル 慶長年中 高田村ノ田地本田 今ノ川瀬トナル 寛文元年五年 川ヲ境テ川西川東ト定ル 高田ノ分川西に四十式石有ハ此時二起ル」。
(意訳) かつての釜無川は、いま南湖の耕地となっている。慶長年中(1596~1615)に流れが変わり、高田村の耕地だった所が、現在の河道となった。寛文元年(1661)の段階で、ここを境に川西、川東と定め、現代の我々が見ることができるような河道に近くなった。このようなわけで、元々高田村と地続きであった42石の耕地(高田新田)が、対岸に残されることになった。



筋境が決定された頃、釜無川の河道だったと推定される場所(南湖小学校地域学習室から北を臨む)

※背景の地図は、明治21年(1888)大日本帝国陸地測量部製